

動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針

平成 18 年 10 月 31 日
環境省告示第 140 号

目次

- 第 1 動物の愛護及び管理の基本的考え方

- 第 2 今後の施策展開の方向
 - 1 基本的視点
 - (1) 国民的な動物の愛護及び管理に関する活動の盛り上げ
 - (2) 長期的視点からの総合的・体系的アプローチ
 - (3) 関係者間の協働関係の構築
 - (4) 施策の実行を支える基盤の整備
 - 2 施策別の取組
 - (1) 普及啓発
 - (2) 適正飼養の推進による動物の健康と安全の確保
 - (3) 動物による危害や迷惑問題の防止
 - (4) 所有明示（個体識別）措置の推進
 - (5) 動物取扱業の適正化
 - (6) 実験動物の適正な取扱いの推進
 - (7) 産業動物の適正な取扱いの推進
 - (8) 災害時対策
 - (9) 人材育成
 - (10) 調査研究の推進

- 第 3 動物愛護管理推進計画の策定に関する事項
 - 1 計画策定の目的
 - 2 計画期間
 - 3 対象地域
 - 4 計画の記載項目
 - 5 策定及び実行
 - (1) 多様な意見の集約及び合意形成の確保
 - (2) 関係地方公共団体との協議
 - (3) 計画の公表等
 - (4) 実施計画の作成
 - (5) 点検及び見直し

- 第 4 動物愛護管理基本指針の点検及び見直し

第1 動物の愛護及び管理の基本的考え方

(動物の愛護)

動物の愛護の基本は、人においてその命が大切なように、動物の命についてもその尊厳を守ることにある。動物の愛護とは、動物をみだりに殺し、傷つけ又は苦しめることのないよう取り扱うことや、その習性を考慮して適正に取り扱うようにすることのみにとどまるものではない。人と動物とは生命的に連続した存在であるとする科学的な知見や生きとし生けるものを大切にする心を踏まえ、動物の命に対して感謝及び畏敬の念を抱くとともに、この気持ちを命あるものである動物の取扱いに反映させることが欠かせないものである。

人は、他の生物を利用し、その命を犠牲にしなければ生きていけない存在である。このため、動物の利用又は殺処分を疎んずるのではなく、自然の摂理や社会の条理として直視し、厳粛に受け止めることが現実には必要である。しかし、人を動物に対する圧倒的な優位者としてとらえて、動物の命を軽視したり、動物をみだりに利用したりすることは誤りである。命あるものである動物に対してやさしい眼差しを向けることができるような態度なくして、社会における生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養を図ることは困難である。

(動物の管理)

人と動物とが共生する社会を形成するためには、動物の命を尊重する考え方及び態度を確立することと併せて、動物の鳴き声、糞尿等による迷惑の防止を含め、動物が人の生命、身体又は財産を侵害することのないよう適切に管理される必要がある。

このような動物による侵害を引き起こさないよう適切に管理するためには、動物の係留、屋内での飼育、みだりな繁殖の防止等の措置を講じる等により、動物の行動等に一定程度の制約を課すことが必要となる場合がある。また、所有者がいない動物に対する恣意的な餌やり等の行為のように、その行為がもたらす結果についての管理が適切に行われない場合には、動物による害の増加やみだりな繁殖等、動物の愛護及び管理上好ましくない事態を引き起こす場合があることについても十分に留意する必要がある。

動物が人と一緒に生活する存在として万人に受け入れられるためには、動物と社会との関わりについても十分に考慮した上で、その飼養及び保管(以下「飼養等」という。)を適切に行うことが求められている。動物の所有者又は占有者(以下「所有者等」という。)は、自分が加害者になり得ることについての認識がややもすると希薄な傾向にあるが、すべての所有者等は加害者になり得るとともに、すべての人が被害者になり得るものであるという認識の下に、所有者等は、動物を所有し、又は占有する者としての社会的責任を十分に自覚して、動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害を引き起こさないように努めなければならない。

(合意形成)

国民が動物に対して抱く意識及び感情は、千差万別である。例えば、家庭動物等の不妊去勢措置、ねこの屋内飼養、動物実験、畜産等における動物の資源利用、様々な動物を食材として利用する食習慣、狩猟等の動物の捕獲行為、動物を利用した祭礼儀式、外来生物の駆除、動物の個体数の調整、安楽殺処分等については、これらの行為が正当な理由をもって適切に行われるものである限り、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号。以下「動物愛護管理法」という。)やその精神に抵触するものではないが、現実には、これらの行為に対する賛否両論が国内外において見受けられる。

このように、個々人における動物の愛護及び管理の考え方は、いつの時代にあっても多様であり続けるものであり、また、多様であって然るべきものであろう。しかし、万人に共通して適用されるべき社会的規範としての動物の愛護及び管理の考え方は、国民全体の総意に基づき形成されるべき普遍性及び客観性の高いものでなければならない。また、動物愛護の精神を広く普及し、我々の身についた習いとして定着させるためには、我が国の風土や社会の実情を踏まえた動物の愛護及び管理の考え方を、国民的な合意の下に形成していくことが必要である。

第2 今後の施策展開の方向

1 基本的視点

(1) 国民的な動物の愛護及び管理に関する活動の盛り上げ

動物の適切な愛護及び管理は、国民の間における共通した理解の形成がなくては進み難いものである。動物の愛護及び管理に関する活動は、古い歴史を有し、多くの貢献をしてきたが、参加者層が限定的であったきらいがある。今後は、多くの国民の共感を呼び、幅広い層に対して自主的な参加を促すことができる施策を、学校、地域、家庭等において展開する必要がある。

(2) 長期的視点からの総合的・体系的アプローチ

動物の愛護及び管理に関する施策の対象となる動物は、家庭動物のみならず、展示動物、実験動物、産業動物等であり、人の占有に係る動物が幅広く対象とされている。その施策の分野も、普及啓発、飼養保管、感染症予防、流通、調査研究等、広範囲にわたっており、様々な実施主体によって、それぞれに係る法令等に基づく施策が進められている。また、動物の愛護及び管理に関する問題は、国民のライフスタイルや価値観等の在り方に深く関わるものであるという性質を有しており、原因と結果が複雑に絡み合っていることから、施策の効果や結果がすぐには現れないものが多い。このようなことから、動物の愛護及び管理に関する施策を着実に進めていくためには、長期的視点から総合的かつ体系的に各種施策

が取り込まれるようにしていく必要がある。

(3) 関係者間の協働関係の構築

動物愛護管理法の施行に関する事務の多くは、都道府県、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第252条の22第1項の中核市（以下「中核市」という。）の所掌するところとなっているが、その事務を円滑かつ効果的に進めるためには、都道府県、指定都市及び中核市にとどまらないすべての地方公共団体の関与の下に、動物の愛護及び管理に関係している者の積極的な協力を幅広く得ながら、その施策の展開を図っていくことが肝要である。このためには、国、地方公共団体等の行政機関、獣医師会、業界団体、動物愛護団体、動物の所有者等の団体、学術研究団体、調査研究機関等の適切な役割分担の下に、動物の愛護及び管理に関する関係者のネットワークが国及び地域のレベルにおいて重層的に作られていくようにする必要がある。また、関係者間相互の共通認識の形成がしやすくなるように、施策の目標及びその目標達成のための手段等については、できる限り定量的かつ客観的な内容を備えたものとするのが重要である。

(4) 施策の実行を支える基盤の整備

動物の愛護及び管理に関する施策の推進を図るためには、これを支える基盤の整備が重要である。このため、国及び地方公共団体においては、地域の実情を踏まえ、動物愛護推進員等の委嘱の推進、動物愛護団体、業界団体等の育成支援及び基幹的な拠点としての動物愛護管理施設等の拡充並びに調査研究の推進等による動物の愛護及び管理についての知見の拡充等を進めることにより、施策の実施体制のより一層の強化を図る必要がある。

2 施策別の取組

施策別の取組は次のとおりである。関係機関等は、これらの施策について、平成29年度までにその実施が図られるように努めるものとする。

(1) 普及啓発

現状と課題

動物の愛護及び管理を推進するためには、広く国民が、動物の虐待の防止と動物の適正な取扱いに関して正しい知識及び理解を持つことが重要である。このため、国、地方公共団体等によって、動物の愛護及び管理の普及啓発事業が行われてきているが、動物の愛護及び管理の意義等に関する国民の理解は十分とはいえない状況にある。また、生命尊重、友愛等の情操の涵養の観点から、特に子ども

が心豊かに育つ上で、近年、動物との触れ合いや家庭動物等の適正な飼養の経験が重要であることが指摘されてきている。このような現状において、国及び地方公共団体、獣医師会、業界団体、動物愛護団体、動物の所有者等の団体、学術研究団体、調査研究機関等を始めとした関係者の連携協力の下に、様々な機会をとらえて教育活動や広報活動等に取り組むことが求められている。

講ずべき施策

国及び地方公共団体は、関係団体等と連携しつつ、学校、地域、家庭等において、動物愛護週間行事や適正飼養講習会等の実施、各種普及啓発資料の作成、配布等により、動物の愛護及び管理に関する教育活動や広報活動等を実施すること。

(2) 適正飼養の推進による動物の健康と安全の確保

現状と課題

国民の約3分の1が動物を飼養しており（平成15年現在）また、近年の少子高齢化等を背景とし、家庭動物等の飼養に対する志向が高まっている。このような状況において、国、地方公共団体等によって適正飼養を推進するための様々な取組が行われてきているが、依然として遺棄、虐待等の問題の発生が一部において見られている。

また、都道府県、指定都市及び中核市における犬及びねこの引取り数は、従前に比べて大幅に減少したが、その絶対数は年間約42万匹（平成16年度）であり、そのうち約94%が殺処分されていることから、更なる改善が必要とされている。

講ずべき施策

ア みだりな繁殖を防止するための不妊去勢措置の推進、安易な飼養の抑制等による終生飼養の徹底等により、都道府県、指定都市及び中核市における犬及びねこの引取り数を半減するとともに、元の所有者等への返還又は飼養を希望する者への譲渡等を進めることによりその殺処分率の減少を図ること。

イ 動物が命あるものであることを踏まえた適正な飼養方法、禁止行為の周知徹底等を行うことにより、遺棄及び虐待の防止を図ること。

(3) 動物による危害や迷惑問題の防止

現状と課題

動物の不適切な飼養に起因して、動物による危害及び多数の動物の飼養等に起因し周辺の生活環境が損なわれる事態等の迷惑問題が発生しており、地方公共団体等に寄せられる苦情等も依然として多い状況にある。動物による危害及び迷惑問題は、所有者等とその近隣住民等との間で感情的対立を誘発しやすいなどの性

格を有していることもあるため、行政主導による合意形成を踏まえたルール作り又はルール作りに対する支援等が期待されている。

また、平成 17 年 6 月に動物愛護管理法の改正が行われ、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれが高い特定動物については、地方公共団体の必要に応じた条例による飼養許可制から法による全国一律の飼養許可制とされたところである。

講ずべき施策

ア 地域における環境の特性の相違を踏まえながら、集合住宅での家庭動物の飼養、都市部等での犬やねこの管理の方法、所有者のいないねこの適正管理の在り方等を検討し、動物の愛護と管理の両立を目指すことのできるガイドラインを作成すること。

イ 国は、動物による人の生命等への危害の発生防止のより一層の徹底を図るために、有識者等の意見を聴きながら特定動物の選定基準の在り方を検討すること。

(4) 所有明示（個体識別）措置の推進

現状と課題

犬又はねこに関する所有者の明示（個体識別）（以下「所有明示」という。）の実施率は、平成 15 年度現在、約 25%にとどまっている。動物の所有者が、その所有する動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置を講ずることは、動物の盗難及び迷子の発生の防止に資するとともに、迷子になった動物の所有者の発見を容易にし、所有者責任の所在の明確化による所有者の意識の向上等を通じて、動物の遺棄及び逸走の未然の防止に寄与するものである。このような所有明示措置の意義及び役割等についての国民の理解を深めるとともに、各種識別器具の普及環境の整備等を推進すること等により、所有明示の実施率の向上を図る必要がある。

講ずべき施策

ア 所有明示措置の必要性に関する意識啓発を行うなどにより、犬又はねこに関する所有明示の実施率の倍増を図ること。

イ 関係省庁及び団体の協力の下に、公的機関によるデータの一元的管理体制の整備、個体識別技術の普及、マイクロチップリーダーの配備等、個体識別手段の普及のための基盤整備を図ること。

(5) 動物取扱業の適正化

現状と課題

従前の動物取扱業に係る届出制の下では、不適切な動物の取扱い等に対して、勧告又は命令等を行っても改善が見られないなどの悪質な事例が存在しており、また、このような事例以外においても、動物取扱業全般について施設や管理の水準の向上が必要な状況にあった。このため、平成 17 年 6 月に動物愛護管理法の改正が行われ、動物取扱業については、それまでの届出制から登録制とされたところである。本改正の趣旨を踏まえて、動物取扱業のより一層の適正化を図るため、動物取扱業の登録制度の着実な運用を図る必要がある。

講ずべき施策

- ア 動物を飼養等しようとする者等に対し、動物取扱業者に対し標識等の掲示、販売時における動物の特性及び状態等に関する事前説明の実施等が義務付けられたことについての周知徹底を図ること。
- イ 優良な動物取扱業者の育成策を検討し、業界全体の資質の向上を図ること。
- ウ 国は、動物の健康及び安全の確保のより一層の推進を図るために、有識者等の意見を聴きながら幼齢な犬及びねこの販売制限の在り方を検討すること。

(6) 実験動物の適正な取扱いの推進

現状と課題

実験動物の飼養等については、実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成 18 年 4 月環境省告示第 88 号。以下「実験動物の飼養保管等基準」という。）に基づき、自主管理を基本としてその適正化を図る仕組みとなっているが、本基準の遵守指導等を円滑に行うための体制整備が十分にされていない施設が一部にある。動物を科学上の利用に供することは、生命科学の進展、医療技術等の開発等のために必要不可欠なものであるが、その飼養及び科学上の利用に当たっては、動物が命あるものであることにかんがみ、科学上の利用の目的を達することができる範囲において、国際的にも普及し、定着している実験動物の取扱いの基本的考え方である「3Rの原則」（代替法の活用：Replacement、使用数の削減：Reduction、苦痛の軽減：Refinement）を踏まえた適切な措置を講じることが必要とされている。

講ずべき施策

- ア 関係省庁、団体等と連携しつつ、「3Rの原則」や実験動物の飼養保管等基準の周知が、効果的かつ効率的に行われるようにすること。
- イ 国は、実験動物の飼養保管等基準の遵守状況について定期的な実態把握を行うこと。

(7) 産業動物の適正な取扱いの推進

現状と課題

動物の愛護及び管理の観点からする産業動物の適正な取扱いについては、国際的な動き、関係法令等との整合性、我が国の実情等を踏まえた上で飼養等の在り方を検討し、その普及啓発を進めていく必要がある。

講ずべき施策

ア 国は、動物の愛護及び管理に配慮した産業動物の飼養等の在り方を検討し、産業動物の飼養及び保管に関する基準に反映すること。

イ 産業動物の性格に応じた動物の愛護及び管理の必要性に関する普及啓発を推進すること。

(8) 災害時対策

現状と課題

地震等の緊急災害時においては、動物を所有又は占有する被災者等の心の安らぎの確保、被災動物の救護及び動物による人への危害防止等の観点から、被災地に残された動物の収容及び餌の確保、特定動物の逸走防止及び捕獲等の措置が、地域住民、国や地方公共団体、獣医師会、動物愛護団体等によって行われてきている。今後とも引き続きこれらの措置が、関係機関等の連携協力の下に迅速に行われるようにするための体制を平素から確保しておく必要がある。

講ずべき施策

ア 地域防災計画等における動物の取扱い等に関する位置付けの明確化等を通じて、動物の救護等が適切に行うことができるような体制の整備を図ること。

イ 動物の救護等が円滑に進むように、逸走防止や所有明示等の所有者の責任の徹底に関する措置の実施を推進すること。

(9) 人材育成

現状と課題

動物の愛護及び管理に関する施策の対象は、広範かつ多岐にわたっており、施策の実施に当たっては相当の知識や技術が必要であることから、地方公共団体は、獣医師等動物の適正な飼養及び保管に関し専門的な知識を有する動物愛護担当職員を置くことができることとされている。

また、動物の愛護及び管理に関する施策の中には民間の有識者等による対応を求めることによって、行政の限界を超えて地域に根付いた形で動物の愛護及び管理が広がっていくことが期待される課題もある。しかし、例えば都道府県知事、指定都市及び中核市の長により委嘱された動物愛護推進員等の人数は、平成 15 年

度末現在、98 地方公共団体中 21 地方公共団体、約 1400 人とどまっているなど、民間の有識者等に対して協力を求めることができるような体制の整備は十分とはいえない状況にある。このため、動物愛護推進員等の人材の育成等を積極的に推進していく必要がある。

講ずべき施策

- ア 動物愛護管理行政の担当者の専門的な知識や技術の習得に対する支援を行うこと。
- イ 関係地方公共団体等における協議会の設置及び動物愛護推進員等の委嘱を推進すること。
- ウ 国及び関係地方公共団体等における官民の連携事業を推進すること。

(10) 調査研究の推進

現状と課題

動物の愛護及び管理に関する調査研究は、関係する分野が多岐にわたり、かつ応用的であるといった特徴を有していることから関係学会等は広範にわたっており、その知見等が体系的に整理されているとはいえない状況にある。多くの国民の共感を呼び、自主的な参加を幅広く促すことができる動物の愛護及び管理に関する施策を進めるためには、科学的な知見等に基づいた施策の展開も重要であることから、動物の愛護及び管理に関する調査研究を推進する必要がある。

講ずべき施策

- ア 全国及び地域の各レベルにおいて連絡協議会を設置すること等により、行政機関と関係学会等の学術研究団体及び調査研究機関との連携体制の整備を図ること。
- イ 関係機関が協力して、調査研究成果等に係る目録の作成を行うこと。

第 3 動物愛護管理推進計画の策定に関する事項

1 計画策定の目的

動物愛護管理推進計画（以下「計画」という。）は、基本指針に即して、地域の実情を踏まえ、動物の愛護及び管理に関する行政の基本的方向性及び中長期的な目標を明確化するとともに、当該目標達成のための手段及び実施主体の設定等を行うことにより、計画的かつ統一的に施策を遂行すること等を目的として策定するものとする。

2 計画期間

基本指針との体系的な整合性を確保するため、計画期間は、原則として平成 20 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの 10 年間とする。

3 対象地域

対象地域は、当該都道府県の区域とする。

4 計画の記載項目

計画の記載項目については、動物愛護管理法第 6 条第 2 項に、動物の愛護及び管理に関し実施すべき施策に関する基本的な方針、動物の適正な飼養及び保管を図るための施策に関する事項、動物の愛護及び管理に関する普及啓発に関する事項、動物の愛護及び管理に関する施策を実施するために必要な体制の整備(国、関係地方公共団体、民間団体等との連携の確保を含む。)に関する事項及びその他動物の愛護及び管理に関する施策を推進するために必要な事項と規定されているところであるが、これらを踏まえ、地域の事情に応じ、記載事項の追加及びそれらの構成の在り方等について、必要に応じて検討するものとする。

5 策定及び実行

(1) 多様な意見の集約及び合意形成の確保

計画の策定に当たっては、多様な意見、情報及び専門的知識を把握するとともに、それらを必要に応じて計画に反映させるために、学識経験者、関係行政機関、獣医師会、関係業界団体、動物愛護団体、動物の所有者等の団体、地域住民、研究機関等からなる検討会を設置するなどして、計画の策定及び点検等を行うよう努めるものとする。また、計画の策定過程等の透明性の向上及び計画内容についての合意形成等を図るために、必要に応じてパブリック・コメント等を行うものとする。

(2) 関係地方公共団体との協議

動物愛護管理行政の推進には、都道府県が主要な役割を果たしているが、指定都市においては動物取扱業の登録及び特定動物の飼養許可に関する事務等、中核市においては犬又はねこの引取りの事務等を実施している。また、動物の愛護及び管理の普及啓発、地域住民に対する直接的な指導等では、すべての市区町村においてその役割が期待される場合もある。このため、より計画の実効性を高めるために、計画を策定し又は変更しようとするときは、あらかじめ関係市区町村の意見を聴くものとする。なお、一の都道府県の区域を越えて発生している問題等があり、広域的な視点からの対応が必要と考えられる場合は、必要に応じ、国は技術的助言を行うこと等により、関係都道府県等との連絡調整等を円滑に行うこ

とができるよう努めるものとする。

(3) 計画の公表等

計画が策定された後は、速やかに公報等により公表するとともに、環境大臣に連絡するものとする。

(4) 実施計画の作成

必要に応じて、動物の愛護及び管理に関する施策に係る年間実施計画等を策定し、多様な主体の参加を広く得ながら、計画の推進を図るよう努めるものとする。

(5) 点検及び見直し

動物の愛護及び管理に関する行政の着実な推進を図るため、毎年、計画の達成状況を点検し、施策に反映させるものとする。また、基本指針の改定等に合わせ、必要な見直しを行うものとする。

第4 動物愛護管理基本指針の点検及び見直し

動物の愛護及び管理に関する行政の着実な推進を図るため、毎年度、基本指針の達成状況を点検し、その結果を施策に反映させることとする。なお、点検結果については、その概要を公表するものとする。

また、状況の変化に適時的確に対応するため、策定後概ね5年目に当たる平成24年度を目途として、その見直しを行うこととする。

動物の愛護及び管理に関する法律

昭和48年10月1日
法律第105号

一部改正 昭和58年12月2日

平成11年7月16日

平成11年12月22日

平成17年6月22日

目次

第1章 総則（第1条 第4条）

第2章 基本指針等（第5条・第6条）

第3章 動物の適正な取扱い

第1節 総則（第7条 第9条）

第2節 動物取扱業の規制（第10条 第24条）

第3節 周辺の生活環境の保全に係る措置（第25条）

第4節 動物による人の生命等に対する侵害を防止するための措置（第26条 第33条）

第5節 動物愛護担当職員（第34条）

第4章 都道府県等の措置等（第35条 第39条）

第5章 雑則（第40条 第43条）

第6章 罰則（第44条 第50条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、動物の虐待の防止、動物の適正な取扱いその他動物の愛護に関する事項を定めて国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資するとともに、動物の管理に関する事項を定めて動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止することを目的とする。

（基本原則）

第2条 動物が命あるものであることにかんがみ、何人も、動物をみだりに殺し、傷つけ、又は苦しめることのないようにするのみでなく、人と動物の共生に配慮しつつ、その習性を考慮して適正に取り扱うようにしなければならない。

（普及啓発）

第3条 国及び地方公共団体は、動物の愛護と適正な飼養に関し、前条の趣旨にのっとり、

相互に連携を図りつつ、学校、地域、家庭等における教育活動、広報活動等を通じて普及啓発を図るように努めなければならない。

(動物愛護週間)

第4条 ひろく国民の間に命あるものである動物の愛護と適正な飼養についての関心と理解を深めるようにするため、動物愛護週間を設ける。

2 動物愛護週間は、9月20日から同月26日までとする。

3 国及び地方公共団体は、動物愛護週間には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるように努めなければならない。

第2章 基本指針等

(基本指針)

第5条 環境大臣は、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めなければならない。

2 基本指針には、次の事項を定めるものとする。

- 一 動物の愛護及び管理に関する施策の推進に関する基本的な方向
- 二 次条第1項に規定する動物愛護管理推進計画の策定に関する基本的な事項
- 三 その他動物の愛護及び管理に関する施策の推進に関する重要事項

3 環境大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 環境大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(動物愛護管理推進計画)

第6条 都道府県は、基本指針に即して、当該都道府県の区域における動物の愛護及び管理に関する施策を推進するための計画(以下「動物愛護管理推進計画」という。)を定めなければならない。

2 動物愛護管理推進計画には、次の事項を定めるものとする。

- 一 動物の愛護及び管理に関し実施すべき施策に関する基本的な方針
- 二 動物の適正な飼養及び保管を図るための施策に関する事項
- 三 動物の愛護及び管理に関する普及啓発に関する事項
- 四 動物の愛護及び管理に関する施策を実施するために必要な体制の整備(国、関係地方公共団体、民間団体等との連携の確保を含む。)に関する事項
- 五 その他動物の愛護及び管理に関する施策を推進するために必要な事項

3 都道府県は、動物愛護管理推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係市町村の意見を聴かななければならない。

4 都道府県は、動物愛護管理推進計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 動物の適正な取扱い

第1節 総則

(動物の所有者又は占有者の責務等)

第7条 動物の所有者又は占有者は、命あるものである動物の所有者又は占有者としての責任を十分に自覚して、その動物をその種類、習性等に応じて適正に飼養し、又は保管することにより、動物の健康及び安全を保持するように努めるとともに、動物が人の生命、身体若しくは財産に害を加え、又は人に迷惑を及ぼすことのないように努めなければならない。

2 動物の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する動物に起因する感染性の疾病について正しい知識を持ち、その予防のために必要な注意を払うように努めなければならない。

3 動物の所有者は、その所有する動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置として環境大臣が定めるものを講ずるように努めなければならない。

4 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、動物の飼養及び保管に関しよるべき基準を定めることができる。

(動物販売業者の責務)

第8条 動物の販売を業として行う者は、当該販売に係る動物の購入者に対し、当該動物の適正な飼養又は保管の方法について、必要な説明を行い、理解させるように努めなければならない。

(地方公共団体の措置)

第9条 地方公共団体は、動物の健康及び安全を保持するとともに、動物が人に迷惑を及ぼすことのないようにするため、条例で定めるところにより、動物の飼養及び保管について、動物の所有者又は占有者に対する指導その他の必要な措置を講ずることができる。

第2節 動物取扱業の規制

(動物取扱業の登録)

第10条 動物(哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するものに限り、畜産農業に係るもの及び試験研究用又は生物学的製剤の製造の用その他政令で定める用途に供するために飼養し、又は保管しているものを除く。以下この節及び次節において同じ。)の取扱業(動物の販売(その取次ぎ又は代理を含む。次項において同じ。)、保管、貸出し、訓練、展示(動物との触れ合いの機会の提供を含む。次項において同じ。))その他政令で定める取扱いを業として行うことをいう。以下「動物取扱業」という。)を営もうとする者は、当該業を営もうとする事業所の所在地を管轄する都道府県知事(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。))にあっては、その長とする。以下この節、第25条第1項及び第2項並びに第4節において同じ。)の登録を受けなければならない。

2 前項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に環境省令で定める書類を添えて、これを都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- 二 事業所の名称及び所在地
- 三 事業所ごとに置かれる動物取扱責任者（第22条第1項に規定する者をいう。）の氏名
- 四 その営もうとする動物取扱業の種別（販売、保管、貸出し、訓練、展示又は前項の政令で定める取扱いの別をいう。以下この号において同じ。）並びにその種別に応じた業務の内容及び実施の方法
- 五 主として取り扱う動物の種類及び数
- 六 動物の飼養又は保管のための施設（以下この節において「飼養施設」という。）を設置しているときは、次に掲げる事項
 - イ 飼養施設の所在地
 - ロ 飼養施設の構造及び規模
 - ハ 飼養施設の管理の方法
- 七 その他環境省令で定める事項
（登録の実施）

第11条 都道府県知事は、前条第2項の規定による登録の申請があつたときは、次条第1項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、前条第2項第1号から第3号まで及び第5号に掲げる事項並びに登録年月日及び登録番号を動物取扱業者登録簿に登録しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

（登録の拒否）

第12条 都道府県知事は、第10条第1項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、同条第2項の規定による登録の申請に係る同項第4号に掲げる事項が動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取扱いを確保するため必要なものとして環境省令で定める基準に適合していないと認めるとき、同項の規定による登録の申請に係る同項第6号ロ及びハに掲げる事項が環境省令で定める飼養施設の構造、規模及び管理に関する基準に適合していないと認めるとき、又は申請書若しくは添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- 一 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- 二 この法律又はこの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 三 第19条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあつた日から2年を経過しない者
- 四 第10条第1項の登録を受けた者（以下「動物取扱業者」という。）で法人であるもの

が第19条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分があつた日から30日以内にその動物取扱業者の役員であつた者でその処分があつた日から2年を経過しないもの

五 第19条第1項の規定により業務の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

六 法人であつて、その役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの

2 都道府県知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

(登録の更新)

第13条 第10条第1項の登録は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 第10条第2項及び前2条の規定は、前項の更新について準用する。

3 第1項の更新の申請があつた場合において、同項の期間(以下この条において「登録の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の登録は、登録の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

4 前項の場合において、登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(変更の届出)

第14条 動物取扱業者は、第10条第2項第4号に掲げる事項を変更し、又は飼養施設を設置しようとする場合には、あらかじめ、環境省令で定める書類を添えて、同項第4号又は第6号に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

2 動物取扱業者は、第10条第2項各号(第4号を除く。)に掲げる事項に変更(環境省令で定める軽微なものを除く。)があつた場合には、前項の場合を除き、その日から30日以内に、環境省令で定める書類を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

3 第11条及び第12条の規定は、前2項の規定による届出があつた場合に準用する。

(動物取扱業者登録簿の閲覧)

第15条 都道府県知事は、動物取扱業者登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

(廃業等の届出)

第16条 動物取扱業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に定める者は、その日から30日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

一 死亡した場合 その相続人

二 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であつた者

三 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人

四 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合 その清算人

五 その登録に係る動物取扱業を廃止した場合 動物取扱業者であつた個人又は動物取扱業者であつた法人を代表する役員

2 動物取扱業者が前項各号のいずれかに該当するに至つたときは、動物取扱業者の登録は、その効力を失う。

(登録の抹消)

第17条 都道府県知事は、第13条第1項若しくは前条第2項の規定により登録がその効力を失つたとき、又は第19条第1項の規定により登録を取り消したときは、当該動物取扱業者の登録を抹消しなければならない。

(標識の掲示)

第18条 動物取扱業者は、環境省令で定めるところにより、その事業所ごとに、公衆の見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号その他の環境省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

(登録の取消し等)

第19条 都道府県知事は、動物取扱業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 不正の手段により動物取扱業者の登録を受けたとき。

二 その者が行う業務の内容及び実施の方法が第12条第1項に規定する動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取扱いを確保するため必要なものとして環境省令で定める基準に適合しなくなったとき。

三 飼養施設を設置している場合において、その者の飼養施設の構造、規模及び管理の方法が第12条第1項に規定する飼養施設の構造、規模及び管理に関する基準に適合しなくなったとき。

四 第12条第1項第1号、第4号又は第6号のいずれかに該当することとなったとき。

五 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこの法律に基づく処分違反したとき。

2 第12条第2項の規定は、前項の規定による処分をした場合に準用する。

(環境省令への委任)

第20条 第10条から前条までに定めるもののほか、動物取扱業者の登録に関し必要な事項については、環境省令で定める。

(基準遵守義務)

第21条 動物取扱業者は、動物の健康及び安全を保持するとともに、生活環境の保全上の支障が生ずることを防止するため、その取り扱う動物の管理の方法等に関し環境省令で定める基準を遵守しなければならない。

2 都道府県又は指定都市は、動物の健康及び安全を保持するとともに、生活環境の保全上の支障が生ずることを防止するため、その自然的、社会的条件から判断して必要があると認めるときは、条例で、前項の基準に代えて動物取扱業者が遵守すべき基準を定めるこ

とができる。

(動物取扱責任者)

第22条 動物取扱業者は、事業所ごとに、環境省令で定めるところにより、当該事業所に係る業務を適正に実施するため、動物取扱責任者を選任しなければならない。

2 動物取扱責任者は、第12条第1項第1号から第5号までに該当する者以外の者でなければならない。

3 動物取扱業者は、環境省令で定めるところにより、動物取扱責任者に動物取扱責任者研修(都道府県知事が行う動物取扱責任者の業務に必要な知識及び能力に関する研修をいう。)を受けさせなければならない。

(勧告及び命令)

第23条 都道府県知事は、動物取扱業者が第21条第1項又は第2項の基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて、その取り扱う動物の管理の方法等を改善すべきことを勧告することができる。

2 都道府県知事は、動物取扱業者が前条第3項の規定を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

3 都道府県知事は、前2項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(報告及び検査)

第24条 都道府県知事は、第10条から第19条まで及び前3条の規定の施行に必要な限度において、動物取扱業者に対し、飼養施設の状況、その取り扱う動物の管理の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該動物取扱業者の事業所その他関係のある場所に立ち入り、飼養施設その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第3節 周辺の生活環境の保全に係る措置

第25条 都道府県知事は、多数の動物の飼養又は保管に起因して周辺の生活環境が損なわれている事態として環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3 都道府県知事は、市町村(特別区を含む。)の長(指定都市の長を除く。)に対し、前2項の規定による勧告又は命令に関し、必要な協力を求めることができる。

第4節 動物による人の生命等に対する侵害を防止するための措置

(特定動物の飼養又は保管の許可)

第26条 人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物として政令で定める動物（以下「特定動物」という。）の飼養又は保管を行おうとする者は、環境省令で定めるところにより、特定動物の種類ごとに、特定動物の飼養又は保管のための施設（以下この節において「特定飼養施設」という。）の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、診療施設（獣医療法（平成4年法律第46号）第2条第2項に規定する診療施設をいう。）において獣医師が診療のために特定動物を飼養又は保管する場合その他の環境省令で定める場合は、この限りでない。

2 前項の許可を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に環境省令で定める書類を添えて、これを都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- 二 特定動物の種類及び数
- 三 飼養又は保管の目的
- 四 特定飼養施設の所在地
- 五 特定飼養施設の構造及び規模
- 六 特定動物の飼養又は保管の方法
- 七 その他環境省令で定める事項

(許可の基準)

第27条 都道府県知事は、前条第1項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

- 一 その申請に係る前条第2項第5号及び第6号に掲げる事項が、特定動物の性質に応じて環境省令で定める特定飼養施設の構造及び規模並びに特定動物の飼養又は保管の方法に関する基準に適合するものであること。

二 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

- イ この法律又はこの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ロ 第29条第1項の規定により許可を取り消され、その処分のあつた日から2年を経過しない者

ハ 法人であって、その役員のうちイ又はロのいずれかに該当する者があるもの

2 都道府県知事は、前条第1項の許可をする場合において、特定動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止のため必要があると認めるときは、その必要の限度において、その許可に条件を付することができる。

(変更の許可等)

第28条 第26条第1項の許可（この項の規定による許可を含む。）を受けた者（以下「特

定動物飼養者」という。)は、同条第2項第2号又は第4号から第6号までに掲げる事項を変更しようとするときは、環境省令で定めるところにより都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、その変更が環境省令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

2 前条の規定は、前項の許可について準用する。

3 特定動物飼養者は、第1項ただし書の環境省令で定める軽微な変更があつたとき、又は第26条第2項第1号若しくは第3号に掲げる事項その他環境省令で定める事項に変更があつたときは、その日から30日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(許可の取消し)

第29条 都道府県知事は、特定動物飼養者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

- 一 不正の手段により特定動物飼養者の許可を受けたとき。
- 二 その者の特定飼養施設の構造及び規模並びに特定動物の飼養又は保管の方法が第27条第1項第1号に規定する基準に適合しなくなったとき。
- 三 第27条第1項第2号八に該当することとなったとき。
- 四 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこの法律に基づく処分に違反したとき。

(環境省令への委任)

第30条 第26条から前条までに定めるもののほか、特定動物の飼養又は保管の許可に関し必要な事項については、環境省令で定める。

(飼養又は保管の方法)

第31条 特定動物飼養者は、その許可に係る飼養又は保管をするには、当該特定動物に係る特定飼養施設の点検を定期的に行うこと、当該特定動物についてその許可を受けていることを明らかにすることその他の環境省令で定める方法によらなければならない。

(特定動物飼養者に対する措置命令等)

第32条 道府県知事は、特定動物飼養者が前条の規定に違反し、又は第27条第2項(第28条第2項において準用する場合を含む。)の規定により付された条件に違反した場合において、特定動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止のため必要があると認めるときは、当該特定動物に係る飼養又は保管の方法の改善その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(報告及び検査)

第33条 都道府県知事は、第26条から第29条まで及び前2条の規定の施行に必要な限度において、特定動物飼養者に対し、特定飼養施設の状況、特定動物の飼養又は保管の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該特定動物飼養者の特定飼養施設を設置する場所その他関係のある場所に立ち入り、特定飼養施設その他の物件を検査させることができる。

2 第24条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第5節 動物愛護担当職員

第34条 地方公共団体は、条例で定めるところにより、第24条第1項又は前条第1項の規定による立入検査その他の動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、動物愛護管理員等の職名を有する職員（次項において「動物愛護担当職員」という。）を置くことができる。

2 動物愛護担当職員は、当該地方公共団体の職員であつて獣医師等動物の適正な飼養及び保管に関し専門的な知識を有するものをもつて充てる。

第4章 都道府県等の措置等

（犬及びねこの引取り）

第35条 都道府県等（都道府県及び指定都市、地方自治法第252条の22第1項の中核市（以下「中核市」という。）その他政令で定める市（特別区を含む。以下同じ。）をいう。以下同じ。）は、犬又はねこの引取りをその所有者から求められたときは、これを引き取らなければならない。この場合において、都道府県知事等（都道府県等の長をいう。以下同じ。）は、その犬又はねこを引き取るべき場所を指定することができる。

2 前項の規定は、都道府県等が所有者の判明しない犬又はねこの引取りをその拾得者その他の者から求められた場合に準用する。

3 都道府県知事は、市町村（特別区を含む。）の長（指定都市、中核市及び第1項の政令で定める市の長を除く。）に対し、第1項（前項において準用する場合を含む。第5項及び第6項において同じ。）の規定による犬又はねこの引取りに関し、必要な協力を求めることができる。

4 都道府県知事等は、動物の愛護を目的とする団体その他の者に犬及びねこの引取りを委託することができる。

5 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、第1項の規定により引取りを求められた場合の措置に関し必要な事項を定めることができる。

6 国は、都道府県等に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、第1項の引取りに関し、費用の一部を補助することができる。

（負傷動物等の発見者の通報措置）

第36条 道路、公園、広場その他の公共の場所において、疾病にかかり、若しくは負傷した犬、ねこ等の動物又は犬、ねこ等の動物の死体を発見した者は、すみやかに、その所有者が判明しているときは所有者に、その所有者が判明しないときは都道府県知事等に通報するように努めなければならない。

2 都道府県等は、前項の規定による通報があつたときは、その動物又はその動物の死体を収容しなければならない。

3 前条第5項の規定は、前項の規定により動物を収容する場合に準用する。

（犬及びねこの繁殖制限）

第37条 犬又はねこの所有者は、これらの動物がみだりに繁殖してこれに適正な飼養を受ける機会を与えることが困難となるようなおそれがあると認める場合には、その繁殖を防止するため、生殖を不能にする手術その他の措置をするように努めなければならない。

2 都道府県等は、第35条第1項の規定による犬又はねこの引取り等の際して、前項に規定する措置が適切になされるよう、必要な指導及び助言を行うように努めなければならない。

(動物愛護推進員)

第38条 都道府県知事等は、地域における犬、ねこ等の動物の愛護の推進に熱意と識見を有する者のうちから、動物愛護推進員を委嘱することができる。

2 動物愛護推進員は、次に掲げる活動を行う。

- 一 犬、ねこ等の動物の愛護と適正な飼養の重要性について住民の理解を深めること。
- 二 住民に対し、その求めに応じて、犬、ねこ等の動物がみだりに繁殖することを防止するための生殖を不能にする手術その他の措置に関する必要な助言をすること。
- 三 犬、ねこ等の動物の所有者等に対し、その求めに応じて、これらの動物に適正な飼養を受ける機会を与えるために譲渡のあっせんその他の必要な支援をすること。
- 四 犬、ねこ等の動物の愛護と適正な飼養の推進のために国又は都道府県等が行う施策に必要な協力をすること。

(協議会)

第39条 都道府県等、動物の愛護を目的とする公益法人、獣医師の団体その他の動物の愛護と適正な飼養について普及啓発を行っている団体等は、当該都道府県等における動物愛護推進員の委嘱の推進、動物愛護推進員の活動に対する支援等に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができる。

第5章 雑則

(動物を殺す場合の方法)

第40条 動物を殺さなければならない場合には、できる限りその動物に苦痛を与えない方法によってしなければならない。

2 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、前項の方法に関し必要な事項を定めることができる。

(動物を科学上の利用に供する場合の方法、事後措置等)

第41条 動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供する場合には、科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用すること、できる限りその利用に供される動物の数を少なくすること等により動物を適切に利用することに配慮するものとする。

2 動物を科学上の利用に供する場合には、その利用に必要な限度において、できる限りその動物に苦痛を与えない方法によって

3 動物が科学上の利用に供された後において回復の見込みのない状態に陥っている場合

には、その科学上の利用に供した者は、直ちに、できる限り苦痛を与えない方法によってその動物を処分しなければならない。

4 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、第2項の方法及び前項の措置に関しよるべき基準を定めることができる。

(経過措置)

第42条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(審議会の意見の聴取)

第43条 環境大臣は、基本指針の策定、第7条第4項、第12条第1項、第21条第1項、第27条第1項第1号若しくは第41条第4項の基準の設定、第25条第1項の事態の設定又は第35条第5項(第36条第3項において準用する場合を含む。)若しくは第40条第2項の定めをしようとするときは、中央環境審議会の意見を聴かなければならない。これらの基本指針、基準、事態又は定めを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

第6章 罰則

第44条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

2 愛護動物に対し、みだりに給餌又は給水をやめることにより衰弱させる等の虐待を行った者は、50万円以下の罰金に処する。

3 愛護動物を遺棄した者は、50万円以下の罰金に処する。

4 前3項において「愛護動物」とは、次の各号に掲げる動物をいう。

- 一 牛、馬、豚、めん羊、やぎ、犬、ねこ、いえうさぎ、鶏、いえばと及びあひる
- 二 前号に掲げるものを除くほか、人が占有している動物で哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するもの

第45条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- 一 第26条第1項の規定に違反して許可を受けないで特定動物を飼養し、又は保管した者
- 二 不正の手段によって第26条第1項の許可を受けた者
- 三 第28条第1項の規定に違反して第26条第2項第2号又は第4号から第6号までに掲げる事項を変更した者

第46条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- 一 第10条第1項の規定に違反して登録を受けないで動物取扱業を営んだ者
- 二 不正の手段によって第10条第1項の登録(第13条第1項の登録の更新を含む。)を受けた者
- 三 第19条第1項の規定による業務の停止の命令に違反した者

四 第23条第3項又は第32条の規定による命令に違反した者

第47条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- 一 第14条第1項若しくは第2項又は第28条第3項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第24条第1項又は第33条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- 三 第25条第2項の規定による命令に違反した者

第48条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第44条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第49条 第16条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、20万円以下の過料に処する。

第50条 第18条の規定による標識を掲げない者は、10万円以下の過料に処する。

附則（平成17年6月22日法律第68号）

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条及び附則第3条の規定は、公布の日から施行する。

（施行前の準備）

第2条 環境大臣は、この法律の施行前においても、この法律による改正後の動物の愛護及び管理に関する法律（以下「新法」という。）第5条第1項から第3項まで及び第43条の規定の例により、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針を定めることができる。

2 環境大臣は、前項の基本的な指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

3 第1項の規定により定められた基本的な指針は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）において新法第5条第1項及び第2項の規定により定められた基本指針とみなす。

第3条 新法第12条第1項、第21条第1項及び第27条第1項第1号の基準の設定については、環境大臣は、この法律の施行前においても、中央環境審議会の意見を聴くことができる。

（経過措置）

第4条 この法律の施行の際現に新法第10条第1項に規定する動物取扱業（以下単に「動物取扱業」という。）を営んでいる者（次項に規定する者及びこの法律による改正前の動物の愛護及び管理に関する法律（以下「旧法」という。）第8条第1項の規定に違反して同項の規定による届出をしていない者（旧法第14条の規定に基づく条例の規定に違反して同項の規定による届出に代わる措置をとっていない者を含む。）を除く。）は、施行日か

ら1年間(当該期間内に新法第12条第1項の規定による登録を拒否する処分があったときは、当該処分のあった日までの間)は、新法第10条第1項の登録を受けなくても、引き続き当該業を営むことができる。その者がその期間内に当該登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

2 前項の規定は、この法律の施行の際現に動物の飼養又は保管のための施設を設置することなく動物取扱業を営んでいる者について準用する。この場合において、同項中「引き続き当該業」とあるのは、「引き続き動物の飼養又は保管のための施設を設置することなく当該業」と読み替えるものとする。

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の規定により引き続き動物取扱業を営むことができる場合においては、その者を当該業を営もうとする事業所の所在地を管轄する都道府県知事(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市にあっては、その長とする。次条第3項において同じ。)の登録を受けた動物取扱業者とみなして、新法第19条第1項(登録の取消しに係る部分を除く。)及び第2項、第21条、第23条第1項及び第3項並びに第24条の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)を適用する。

第5条 この法律の施行の際現に旧法第16条の規定に基づく条例の規定による許可を受けて新法第26条第1項に規定する特定動物(以下単に「特定動物」という。)の飼養又は保管を行っている者は、施行日から1年間(当該期間内に同項の許可に係る申請について不許可の処分があったときは、当該処分のあった日までの間)は、同項の許可を受けなくても、引き続き当該特定動物の飼養又は保管を行うことができる。その者がその期間内に当該許可の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。

2 前項の規定は、同項の規定により引き続き特定動物の飼養又は保管を行うことができる者が当該特定動物の飼養又は保管のための施設の構造又は規模の変更(環境省令で定める軽微なものを除く。)をする場合その他環境省令で定める場合には、適用しない。

3 第1項の規定により引き続き特定動物の飼養又は保管を行うことができる場合においては、その者を当該特定動物の飼養又は保管のための施設の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けた者とみなして、新法第31条、第32条(第31条の規定に係る部分に限る。)及び第33条の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)を適用する。

(罰則に関する経過措置)

第6条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第7条 前3条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要となる経過措置は、政令で定める。

(条例との関係)

第8条 地方公共団体の条例の規定で、新法第3章第2節及び第4節で規制する行為で新法第6章で罰則が定められているものを処罰する旨を定めているものの当該行為に係る部分については、この法律の施行と同時に、その効力を失うものとする。

2 前項の規定により条例の規定がその効力を失う場合において、当該地方公共団体が条例で別段の定めをしないときは、その失効前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

(検討)

第9条 政府は、この法律の施行後5年を目途として、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

動物の愛護及び管理に関する条例

平成5年3月29日
兵庫県条例第8号

目次

- 第1章 総則（第1条—第6条）
- 第2章 動物愛護思想の高揚等（第7条—第9条）
- 第3章 動物の適正な飼養及び保管
 - 第1節 動物の所有者等の遵守事項等（第10条—第14条の2）
 - 第2節 事故発生時の措置等（第15条 - 第24条）
 - 第3節 実験動物の飼養又は保管の届出等（第25条・第26条）
- 第4章 動物の収容等（第27条—第31条）
- 第5章 雑則（第32条—第38条）
- 第6章 罰則（第39条—第41条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、動物の愛護及び管理に関する所要の措置を講ずることにより、県民の動物愛護思想の高揚、動物の健康及び安全の保持、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害の防止並びに公衆衛生の向上を図り、もって人と動物が調和し、共生する社会づくりに寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 動物 所有者又は占有者（以下「所有者等」という。）のある動物では乳類、鳥類及びは虫類に属するものをいう。
- (2) 飼い犬 所有者等のある犬をいう。
- (3) 特定動物 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）第26条第1項に規定する特定動物をいう。
- (4) 実験動物 教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用（以下「実験等」という。）に供する目的で飼養し、又は保管する動物で規則で定めるものをいう。
- (5) 施設 動物を飼養し、又は保管するための工作物をいう。

（県の責務）

第3条 県は、動物の愛護及び管理に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、並びにこれを実施するとともに、県民による動物の愛護及び管理に関する活動を支援し、かつ、その総合調整を図るものとする。

(市町の責務)

第4条 市町は、その地域の社会的状況に応じた動物の愛護及び管理に関する施策を策定し、並びにこれを実施するとともに、県の動物の愛護及び管理に関する施策に協力するものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、自ら進んで動物愛護思想の涵養と動物の適正な愛護に努めるとともに、県及び市町の動物の愛護及び管理に関する施策に協力しなければならない。

(動物の所有者等の責務)

第6条 動物の所有者等は、当該動物の習性、生理、生態等を理解し、当該動物にみだりに苦痛を与えないように注意するとともに、人の生命、身体又は財産(以下「人の生命等」という。)に害を加え、及び近隣に迷惑を掛けないように適正に飼養し、又は保管するように努めなければならない。

2 動物の所有者は、畜産その他の正当な理由がある場合を除き、当該動物を可能な限り終生飼養するとともに、終生飼養できなくなった場合には、自らの責任において、新たな所有者を見つける等当該動物に飼養を受ける機会を与えるように努めなければならない。

3 動物の所有者は、当該動物がみだりに繁殖してこれを自ら飼養し、又は新たな所有者を見つけること等が困難になるおそれがあると認める場合には、その繁殖を防止するため必要な措置を講ずるように努めなければならない。

第2章 動物愛護思想の高揚等

(県の動物愛護思想の高揚等)

第7条 県は、県民の参加と協力を得て人と動物が調和し、共生する社会づくりを推進するため、県民の動物愛護思想の高揚並びに動物の適正な飼養及び保管に関する知識の普及に努めるものとする。

2 県は、人と動物が調和し、共生する社会づくりを推進するため、市町、県民及び動物の所有者等に対し、必要な情報の提供、指導、助言又は援助を行うものとする。

3 県は、人と動物の共通感染症の予防及び調査研究、知識の普及その他必要な施策を実施するものとする。

(市町の動物愛護思想の高揚等)

第8条 市町は、その地域の人と動物が調和し、共生する社会づくりを推進するため、住民の動物愛護思想の高揚並びに動物の適正な飼養及び保管に関する知識の普及に努めるものとする。

2 市町は、その地域の人と動物が調和し、共生する社会づくりを推進するため、住民及

び動物の所有者等に対し、必要な指導又は助言を行うものとする。

第9条 削除

第3章 動物の適正な飼養及び保管

第1節 動物の所有者等の遵守事項等

(動物の所有者等の遵守事項)

第10条 動物の所有者等(法第10条第1項に規定する動物取扱業(以下「動物取扱業」という。)を営む者を除く。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 動物の種類、大きさ、発育状況、健康状態等に応じて適正に飼料及び水を与えること。
- (2) 疾病の予防等動物の健康管理を行うこと。
- (3) 離乳前の動物の譲渡等を行わないこと。
- (4) 動物の種類、大きさ、習性、飼養数、飼養目的等に応じた施設を必要に応じて設けること。
- (5) 動物の汚物等処理し、動物を飼養し、又は保管する場所を常に清潔にすること。
- (6) 動物が逸走した場合は、自らの責任において発見し、及び収容するように努めること。
- (7) 動物がみだりに道路、公園、広場その他の公共の場所及び他人の土地、建物等を汚し、又は損傷しないようにすること。
- (8) 動物の異常な鳴き声、体臭等により、他人に迷惑を掛けないようにすること。
- (9) 動物の飼養又は保管の作業を行う者の健康管理に留意すること。

(飼い犬の所有者等の遵守事項)

第11条 飼い犬の所有者等は、前条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 飼い犬の種類、大きさ、発育状況、健康状態等に応じて適正な運動をさせること。
- (2) 飼い犬の習性、生理、生態等を理解した上で、当該飼い犬にあったしつけを行い、所有者等の制止に従うように訓練すること。

第12条 飼い犬の所有者等は、当該飼い犬が人の生命等に害を加えないように、これを鎖等でつないでおかななければならない。ただし、次に掲げる場合で当該飼い犬が人の生命等に害を加えるおそれがないときは、この限りでない。

- (1) 生後90日以内の飼い犬を飼養し、又は保管する場合
- (2) 飼い犬をおりに入れて飼養し、若しくは保管し、又は囲い等の障壁の中で飼養し、若しくは保管する場合
- (3) 飼い犬を鎖でつなぐ等の方法で連れ出す場合
- (4) 飼い犬をおりに入れる等の方法で移動させる場合
- (5) 飼い犬を訓練し、又は競技等に参加させる場合
- (6) 飼い犬を狩猟、犯罪の捜査、障害者の介助等のために使用する場合

2 飼い犬の所有者等は、当該飼い犬が道路、公園、広場その他の公共の場所においてふんを排せつした場合には、直ちに当該ふんをその場所から除去しなければならない。

(特定動物の所有者等の遵守事項)

第13条 特定動物の所有者等は、第10条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 地震、火災等の災害の場合における特定動物の脱出の防止その他講ずべき緊急措置を定めておくこと。
- (2) 前号に掲げるもののほか、特定動物が人の生命等に害を加えないようにすること。

(動物取扱業者の遵守事項)

第14条 動物取扱業を営む者は、法第21条第1項に規定する基準に掲げる事項に相当する事項を遵守するほか、動物取扱業に係る動物の飼養又は保管の作業に従事する者の健康管理に留意しなければならない。

(実験動物の所有者等の遵守事項)

第14条の2 実験動物の所有者等は、第10条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 実験動物の飼養又は保管の作業に従事する者に当該実験動物の適正な飼養及び保管に関する教育を行うこと。
- (2) 実験動物が実験等の目的に係る疾病以外の疾病にかかったときは、人及び他の動物への伝染を防止するため、隔離し、獣医師の診察を受けさせる等必要な措置を講ずること。
- (3) 実験動物の飼養又は保管の作業に従事する者の健康管理に留意すること。
- (4) 実験動物が死亡した場合は、その死体を適切に処置すること。
- (5) 施設は、必要に応じて飼養室、実験室等に区分し、実験動物が逃走できない構造とすること。

第2節 事故発生時の措置等

(事故発生時の措置)

第15条 飼い犬の所有者等又は特定動物の所有者等は、当該飼い犬が人の生命若しくは身体に害を加えたとき、又は当該特定動物が人の生命等に害を加えたときは、規則で定めるところにより、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。

- 2 飼い犬の所有者等は、当該飼い犬が人をかんだときは、狂犬病の疑いの有無について速やかに当該飼い犬に獣医師の検診を受けさせなければならない。

(緊急時の措置)

第16条 特定動物の所有者等は、当該特定動物が施設から逃走したときは、直ちにその旨を知事に通報するとともに、当該特定動物を捕獲する等人の生命等に害を加えないように必要な措置を講じなければならない。

- 2 特定動物の所有者等は、地震、火災等の災害が発生したときは、第13条第1号の規定により定めた緊急措置を適切に実施し、当該特定動物による人の生命等に対する侵害を防止しなければならない。

第17条から第24条まで 削除

第3節 実験動物の飼養又は保管の届出等

(実験動物の飼養又は保管の届出)

第25条 実験動物を飼養し、又は保管しようとする者は、施設ごとに、あらかじめ、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 特定動物のみを飼養し、又は保管する場合
- (2) 博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館又は同法第29条の規定により文部科学大臣若しくは教育委員会が博物館に相当する施設として指定したものであるものにおいて実験動物を飼養し、又は保管する場合
- (3) 農林水産省設置法(平成11年法律第98号)第11条第1項に規定する動物検疫所において検査等のために実験動物を飼養し、又は保管する場合
- (4) 獣医療法(平成4年法律第46号)第2条第2項に規定する診療施設において獣医師が診療のために実験動物を保管する場合
- (5) 実験動物を輸送する者が輸送のために当該実験動物を県内において3日を超えないで保管する場合

2 前項の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 実験動物の種類及び数
- (3) 施設の所在地及び設置場所
- (4) 施設の構造及び規模
- (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

3 前項の届出書には、施設の設置場所付近の見取図、施設の構造及び規模を示す図面その他知事が必要と認める書類及び図面を添付しなければならない。

4 第1項の規定による届出をした者は、第2項各号に掲げる事項(実験動物の数を除く。)に変更があったときは、遅滞なくその旨を、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。

5 第1項の規定による届出をした者は、実験動物の飼養又は保管を廃止したときは、その日から7日以内にその旨を、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。

(届出済証)

第26条 知事は、前条第1項の規定による届出を受理したときは、規則で定める届出済証を交付するものとする。

第4章 動物の収容等

(飼い犬の収容)

第27条 知事は、所有者等が第12条第1項の規定を違反し、鎖等につながれていない飼い

犬があると認めるときは、その職員に、これを収容させることができる。

2 前項の職員は、収容しようとして追跡中の飼い犬がその所有者等又はその他の者の土地、建物又は船車内に入った場合において、これを収容するためやむを得ないと認めるときは、合理的に必要と判断される限度において、その場所（人の住居を除く。）に立ち入ることができる。ただし、その場所の占有者又はこれに代わるべき者が拒んだときは、この限りでない。

3 何人も、正当な理由がなく、前項の規定による立入りを拒んではならない。

4 第1項の職員は、第2項の規定により立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

（負傷動物の収容後の措置等）

第28条 知事は、法第35条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により犬若しくはねこを引き取った場合、法第36条第2項の規定により動物を収容した場合又は前条第1項の規定により飼い犬を収容した場合において、これらの動物が疾病にかかり、負傷し、又は離乳する前の状態にあるときは、必要に応じて治療等の措置を講ずるものとする。

2 知事は、前項の規定により引き取り、又は収容した動物が、同項の措置を講じても回復等の見込みがないと判断したときは、同項の規定にかかわらず、当該動物を処分することができる。

（公示及び処分）

第29条 知事は、第27条第1項の規定により収容した飼い犬を保管したときは、所有者の判明しているものにあつては当該所有者に当該飼い犬を引き取るべき旨を通知し、所有者の判明していないものにあつてはその旨を2日間公示するものとする。

2 前項の通知を受けた飼い犬の所有者は、通知が到達した後1日以内に当該飼い犬を引き取らなければならない。

3 知事は、飼い犬の所有者が前項の期間内又は第1項に定める公示期間満了後1日以内に当該飼い犬を引き取らないときは、これを処分することができる。ただし、所有者がやむを得ない理由により前項に定める期間内又は第1項に定める公示期間満了後1日以内に引き取ることができない旨及び相当の期間内に引き取るべき旨を申し出たときは、その申し出た期間が経過するまでは、これを処分することができない。

4 第1項及び前項の規定（所有者の判明していない飼い犬に係る部分に限る。）は、知事が、法第35条第2項において準用する同条第1項の規定により犬又はねこを引き取った場合及び法第36条第2項の規定により動物を収容した場合について準用する。

（動物の譲渡）

第30条 知事は、第27条第1項の規定により収容した飼い犬、法第35条第2項において準用する同条第1項の規定により引き取った犬若しくはねこ若しくは法第36条第2項の規定により収容した動物で前条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定に

よる公示によっても所有者が判明しなかったもの又は法第35条第1項の規定により引き取った犬若しくはねこをその譲渡を希望する者（実験等に供することを目的とする者を除く。）で第10条の規定（犬の譲渡を希望する者にあつては、同条から第12条までの規定。）を遵守できると認めるものに、規則で定めるところにより、譲渡することができる。

（野犬の掃とう）

第31条 知事は、野犬（飼い犬以外の犬をいう。以下同じ。）が人の生命等に害を加え、又は加えるおそれがあり、かつ、通常の方法ではこれを収容することが著しく困難であると認めるときは、区域及び期間を定め、医薬品等を使用してこれを掃とうすることができる。この場合において、知事は、人の生命等に害を加えないように、当該区域内及びその近傍の住民に対し、その旨を通知するものとする。

2 前項の規定により知事が野犬を掃とうする場合において、その住民は、その医薬品等によりその生命等に害を受けないように留意するとともに、その飼い犬が屋外に出て当該医薬品等により死傷することのないようにしなければならない。

第5章 雑則

（管理責任者の設置等）

第32条 法第26条第1項の許可を受けた者又は第25条第1項の規定による届出をした者は、当該許可に係る特定動物又は当該届出に係る実験動物を適正に飼養し、又は保管するために、規則で定めるところにより、管理責任者を置かなければならない。ただし、法第26条第1項の許可を受けた者又は第25条第1項の規定による届出をした者が自ら管理責任者となる場合は、この限りでない。

2 法第26条第1項の許可を受けた者又は第25条第1項の規定による届出をした者は、管理責任者を置き、又は自ら管理責任者となったときは、規則で定めるところにより、遅滞なくその旨を知事に届け出なければならない。管理責任者を変更したときも、また同様とする。

3 管理責任者は、規則で定める動物の適正な飼養及び保管に関する講習会を受けるように努めなければならない。

（標識等の掲示）

第33条 飼い犬の所有者等又は法第26条第1項の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、飼い犬又は特定動物を飼養し、又は保管している旨の標識を掲示しなければならない。

2 第25条第1項の規定による届出をした者は、規則で定めるところにより、第26条の規定により交付を受けた届出済証を掲示しなければならない。

（措置命令）

第34条 知事は、飼い犬が人の生命等に害を加えたとき、又は加えるおそれがあると認められるときは、その所有者等に対し、人の生命等に対する侵害を防止するために必要な措置を講ずべき旨を命ずることができる。

2 知事は、実験動物の所有者等が第14条の2の規定に違反しているとき、その者に対し、飼養又は保管の方法の改善その他実験動物の適正な飼養又は保管のために必要な措置を講ずべき旨を命ずることができる。

(報告徴収、立入調査等)

第35条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、動物の所有者等その他の関係者から当該動物の飼養又は保管の状況等について報告を求めることができる。

2 知事は、この条例の目的を達成するために必要があるとき、その職員に、動物を飼養し、又は保管している場所に立ち入り、その飼養又は保管の状況等を調査させ、又は当該動物の所有者等その他の関係者に質問させることができる。

3 第27条第4項の規定は、前項の規定による立入調査等を行う場合について準用する。

4 第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(動物愛護監視員)

第36条 知事は、動物の愛護及び管理に関する指導並びに第27条第1項の規定による飼い犬の收容、同条第2項の規定による立入り及び前条第2項の規定による立入調査等を行わせるため、その職員で獣医師であるもののうちから、動物愛護監視員を任命する。

(費用)

第37条 法第35条第2項において準用する同条第1項の規定により引き取られた犬又はねこ、法第36条第2項の規定により收容された動物及び第27条第1項の規定により收容された飼い犬の返還を受けようとする者は、規則で定めるところにより、その保管及び返還に要した費用を納付しなければならない。ただし、狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)第6条第1項又は同法第18条第1項の規定により抑留された犬の返還を受けようとする場合は、この限りでない。

(補則)

第38条 この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

第6章 罰則

(罰則)

第39条 第34条第2項の規定による措置命令に従わなかった者は、30万円以下の罰金に処する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

(1) 第15条第1項の規定による届出(特定動物に係るものに限る。以下この号において同じ。)を怠り、又は虚偽の届出をした者

(2) 第16条第1項の規定による通報を怠った者

(3) 第25条第1項の規定による届出を怠り、又は虚偽の届出をした者

(4) 第25条第4項の規定による届出(氏名若しくは名称、住所若しくは法人の代表者の氏名又は施設の所在地の変更に係るものを除く。以下この号において同じ。)を怠り、又は虚偽の届出をした者

- (5) 第34条第1項の規定による措置命令に従わなかった者
- (6) 第35条第1項の規定による報告(特定動物、動物取扱業に係る動物又は実験動物に係るものに限る。以下この号において同じ。)を怠り、又は虚偽の報告をした者
- (7) 第35条第2項の規定による立入調査(特定動物、動物取扱業に係る動物又は実験動物に係るものに限る。)を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問(特定動物、動物取扱業に係る動物又は実験動物に係るものに限る。)に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をした者

3 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

- (1) 第12条第1項又は第2項の規定に違反した者
- (2) 第15条第1項の規定による届出(特定動物に係るものを除く。以下この号において同じ。)を怠り、又は虚偽の届出をした者
- (3) 第35条第1項の規定による報告(特定動物、動物取扱業に係る動物又は実験動物に係るものを除く。以下この号において同じ。)を怠り、又は虚偽の報告をした者
- (4) 第35条第2項の規定による立入調査(特定動物、動物取扱業に係る動物又は実験動物に係るものを除く。)を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問(特定動物、動物取扱業に係る動物又は実験動物に係るものを除く。)に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をした者

(両罰規定)

第40条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金を科する。

(過料)

第41条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第25条第4項の規定による届出(氏名若しくは名称、住所若しくは法人の代表者の氏名又は施設の所在地の変更に係るものに限る。以下この号において同じ。)を怠り、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第25条第5項の規定による届出を怠り、又は虚偽の届出をした者

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年6月1日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

【参考資料4】

動物愛護管理推進計画策定に係る「兵庫県動物愛護管理推進協議会」構成員名簿

	構成員又は団体等名	役職名	氏名	協議会 構成員	臨時 委員
学識経 験者等 (4)	兵庫県立大学 自然・環境科学研究所	准教授	三谷 雅純		
	(株)ネイチャースケープ	専務取締役	中川 芳江		
	日本動物福祉協会		松田 早苗		
	大震災動物救護 メモリアル協議会	会長	旗谷 昌彦		
民間団体 (3)	日本動物福祉協会阪神支部	副支部長	土田 廣子		
	日本愛玩動物協会兵庫支部	支部長 事務局長	田上 勝士 松下美穂子		
獣医師会 (2)	兵庫県獣医師会	会長	小島 秀俊		
	神戸市獣医師会	会長	中島 克元		
行政機関 (7)	兵庫県健康生活部 健康局生活衛生課	課長	川久 通隆		
	兵庫県動物愛護センター	所長	菊地 豊彦		
	神戸市保健福祉局 健康部生活衛生課	主査	徳弘 博英		
	姫路市動物管理センター	所長	西尾 元秀		
	姫路市立動物園	園長	富田 三郎		
	尼崎市動物愛護センター	所長	山本 真市		
	西宮市動物管理センター	課長補佐	広瀬 一雄		

：事務局

「兵庫県動物愛護管理推進協議会」審議経過

1 第1回会議

(1) 開催日時：平成19年10月4日(木)14:00~16:00

(2) 開催場所：県庁1号館1階A会議室

(3) 参集者(兵庫県動物愛護管理推進協議会構成員等)

- ・兵庫県立大学 自然・環境科学研究所 准教授 三谷 雅純
- ・(株)ネイチャースケープ 専務取締役 中川 芳江
- ・ 日本動物福祉協会 松田 早苗
- ・大震災動物救護メモリアル協議会 会長 旗谷 昌彦
- ・ 日本動物福祉協会阪神支部 副支部長 土田 廣子
- ・ 日本愛玩動物協会兵庫県支部 支部長 田上 勝士
- ・ " 事務局長 松下美穂子
- ・ 兵庫県獣医師会 会長 小島 秀俊
- ・ 神戸市獣医師会 会長 中島 克元
- ・神戸市保健福祉局健康部生活衛生課 主査 徳弘 博英
- ・姫路市動物管理センター 所長 西尾 元秀
- ・尼崎市動物愛護センター 所長 山本 真市
- ・西宮市動物管理センター 課長補佐 広瀬 一雄
- ・兵庫県動物愛護センター 所長 菊地 豊彦
- ・ " 動物管理事務所 所長 沼田 一三
- ・兵庫県健康生活部健康局生活衛生課 課長 川久 通隆

(4) 協議内容

動物愛護管理推進計画骨子案の協議

- ・動物管理、動物愛護に係る行政のスタンス、行動指針としての利用等
 - ・動物取扱業への指導の必要性
 - ・計画の対象はあくまで愛玩動物、但し、飼われている野生動物については記述
 - ・動物救護本部の記述、特に支援体制内容
 - ・学校飼育動物等の指導に関する表現
 - ・獣医師会の役割、県民の役割等の役割分担の記述
 - ・動物愛護推進員の制度の考え方、活動の方向性
 - ・計画の位置づけ、保健所設置市の取扱い
- 今後のスケジュール

2 第2回会議

(1) 開催日時：平成20年1月15日(火)13:30~15:30

(2) 開催場所：ひょうご女性交流館301号室

(3) 参集者(兵庫県動物愛護管理推進協議会構成員等)

- | | | | | |
|--------------------|---------|----|----|----|
| ・兵庫県立大学 自然・環境科学研究所 | 准教授 | 三谷 | 雅純 | |
| ・(株)ネイチャースケープ | 専務取締役 | 中川 | 芳江 | |
| ・日本動物福祉協会 | | 松田 | 早苗 | |
| ・大震災動物救護メモリアル協議会 | 会長 | 旗谷 | 昌彦 | |
| ・日本愛玩動物協会兵庫県支部 | 支部長 | 田上 | 勝士 | |
| ・兵庫県獣医師会 | 会長 | 小島 | 秀俊 | |
| ・神戸市獣医師会 | 会長 | 中島 | 克元 | |
| ・姫路市動物管理センター | 所長 | 西尾 | 元秀 | |
| ・姫路市立動物園 | 園長 | 富田 | 三郎 | |
| ・尼崎市動物愛護センター | 所長 | 山本 | 真市 | |
| ・西宮市動物管理センター | 課長補佐 | 広瀬 | 一雄 | |
| ・兵庫県動物愛護センター | 所長 | 菊地 | 豊彦 | |
| ・ | | | | |
| ・ | 動物管理事務所 | 所長 | 沼田 | 一三 |
| ・兵庫県健康生活部健康局生活衛生課 | 課長 | 川久 | 通隆 | |

(4) 協議内容

動物愛護管理推進計画案の協議

- ・繁殖制限での不妊手術の効用についての記述(長寿命化、ホルモン性疾患の発生予防等)を追加
- ・行政施策として、Must(すべきこと)とBetter(したほうがよい)との区別を再整理
- ・推進目標(目標値)の譲渡数についての記述、特に、兵庫県は譲渡前と譲渡後のケアがしっかりしていることをもう少し強調して記載すべき。設定にあたっては、QOLに重点を置くべき
- ・狂犬病予防対策については、県は積極的に推進する立場であることを強調すべき
- ・震災当時の動物救援本部の記述については補足すべき
- ・事前に聴取した市町等からの意見を確認
今後のスケジュール

緊急災害時動物救援本部の概要

1 発足

平成8年8月13日

2 構成団体

- (財)日本動物愛護協会
- (社)日本動物福祉協会
- (社)日本愛玩動物協会
- (社)日本動物保護管理協会
- (社)日本獣医師会

3 活動内容

- (1) 被災動物救護等のための人材派遣、物資提供、資金供与
- (2) 救護活動を円滑に実施するため、政府、都道府県等関係行政機関との連携
- (3) 緊急災害発生時の効率的な救護活動のための予防措置

4 これまでの活動

- (1) 有珠山噴火災害に伴う動物救護活動に対する人材、物資、資金援助
- (2) 三宅島噴火災害に伴う動物救援センターでの動物の飼育管理
- (3) 新潟県中越大震災に伴う現地救援本部が設置されるまでの仮本部設置

5 事務局(問合せ先)

- (財)日本動物愛護協会
- 03 - 3409 - 1822